

# 設計業務委託仕様書

本仕様書は、(仮称)八女市立立花学園増築改修工事設計業務委託を行うにあたって必要な事項等を示したものであり、設計業務の執行は、本仕様書、公共建築設計業務委託共通仕様書、建築工事監理指針、公共建築工事標準仕様書【建築工事編】(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)による。なお、本業務および工事については、国庫補助制度を活用する事業とする。

## I. 一般事項

### (1) 業務の概要

(仮称)八女市立立花学園の後期課程の増築工事および既存校舎の改修工事の設計業務

i. 業務名 (仮称)八女市立立花学園増築改修工事設計業務委託

ii. 履行場所 八女市立花町谷川1058番地

iii. 履行期間 契約締結日の翌日～令和9年7月30日

iv. 敷地面積 約 21,209.05 m<sup>2</sup>(うち、運動用地 7,208.05 m<sup>2</sup>)

v. 都市計画条件等

用途地域:都市計画区域内(近隣商業区域、第一種住居区域)

防火地域等:準防火地域、法第22条区域

建ぺい率:80%、60% 容積率:200%

敷地の供給施設:上水道、浄化槽、プロパンガス、電力、電話線

埋蔵文化財:埋蔵文化包蔵地外 但し、試掘あり

※上記条件については、受託者において、再確認を行うこと

vi. 施設用途 教育施設(令和6年年国土交通省告示8号別添二第7号第1類)

vii. 増築施設

校舎棟(後期課程) 鉄筋コンクリート造(又は鉄骨造)2階建て 3400m<sup>2</sup>程度

その他 渡り廊下、外構(駐車場、通路など)

※構造については、工期および工事等を比較検討の上、決定する。

viii. 改修施設

既存校舎(前期課程)

#### ■ 内部改修

設計の中で改修が必要となる部分(増築棟との取り合い室の改修、室用途の変更等)は、必要に応じて内部改修設計を行うものとする。

なお、職員室の拡張、トイレ改修、照明 LED 化、空調機器の更新、電話設備の更新は必須とする。

■外部改修 ※既存校舎の全面の外壁・防水改修工事

建 築	改修1棟
建築改修工事(外装の改修:吹付・防水・塗装・屋根 等)	
外壁、軒裏、庇、屋根、ベランダ、外部建具等	
その他工事(外装に付属するもので、劣化の激しい部分の補修)	
樋、付属金物、配管、配線、設備 BOX、換気口、外部建具等	
工 作 物	改修一式
建築改修工事及びその他工事に伴う外構改修工事	
電気設備	改修一式
建築改修工事及びその他工事に伴う電気設備改修工事	
機械設備	改修一式
建築改修工事及びその他工事に伴う機械設備改修工事	

※近い将来、工事の必要性がある設備改修工事(電気・機械)において、本工事と関連するものは、本工事のその他工事の対象とする。

ix. 給食施設

給食施設(給食室)は、通常500食(災害時は1000食)対応できるように、増築校舎棟(または既存校舎)内に設計すること。

x. 工事概要

建 築	新営建築新設工事、改修建築工事
電 気	新営電気設備工事、改修電気設備工事
機 械	新営機械設備工事、改修機械設備工事
そ の 他	外構工事 他

※別途設計により、既存プール解体工事を行うものとする。

(2)現況施設の概要

棟番号	建物構造	階数	建設年月	建物規模(延床面積)	石綿分析	備 考
⑬教室管理棟	RC造	2	S46.6	1,610 m <sup>2</sup>	未調査	図面有
⑭教室棟	RC造	2	S46.6	1,613m <sup>2</sup>	一部調査済	図面有
⑮渡り廊下棟	RC造	2	S46.6	415 m <sup>2</sup>	未調査	図面有
⑯渡り廊下棟	RC造	2	S46.6	63 m <sup>2</sup>	未調査	図面有
⑱プロパン庫 ポンプ室	RC造	1	S46.6	13 m <sup>2</sup>	未調査	図面有
⑳屋内運動場	RC造	2	S47.12	996m <sup>2</sup>	未調査	図面有
㉑プ-ル付属棟	S造	1	S54.3	53 m <sup>2</sup>	調査済	図面有

①プール付属棟	S造	1	S54.3	16 m <sup>2</sup>	調査済	図面有
②倉庫	S造	1	H4.3	54 m <sup>2</sup>	未調査	図面無
④職員トイレ	W造	1	H9.8	9 m <sup>2</sup>	未調査	図面有
⑤調理員シャワ	W造	1	H9.8	7 m <sup>2</sup>	未調査	図面有
学童保育所	W造	1	H25.3	150 m <sup>2</sup>	未調査	図面有

※石綿分析は内装・外壁の既存吹付塗材等の石綿含有調査を示す。

※⑭教室棟は、外装のみ調査済

### (3)業務の範囲

その主たる業務は次の通りとし、十分な打ち合わせのもと設計を行うものとする。

#### i.基本設計

八女市教育委員会、学校関係者と十分に打ち合わせを行い、必要に応じ関係官庁及び専門技術者と協議し基本設計を行う。

なお、学校のネットワーク関係はネットワーク担当者と十分協議を行うこと。

※校舎増築・既存校舎改修後に増築を想定している屋内運動場について、配置・規模、動線計画などの基本計画(案)を併せて作成の上、基本設計を検討すること。

#### ii.現地調査

受託者は設計業務の実施にあたり、現地調査を十分に行うこと。また、必要な場合は受託者において敷地調査等を実施すること。なお、敷地調査は敷地調査共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)による。

なお、設計および確認申請手続きなどで、敷地測量が必要な場合は、直ちに担当者に報告すること。(必要に応じて、委託者により別途負担する)

#### iii.実施設計

- ・全体計画図
- ・増築工事・改修工事(平面図、立面図、断面図、詳細図、展開図等の設計図)
- ・電気、給排水衛生その他建築設備の設計図
- ・工事共通仕様書、特記仕様書
- ・構造計算書・検討書 ※改修工事については構造検討が必要な場合に限る
- ・地質調査

#### iv.積算業務

- ・工事費積算明細書(工事別)
- ・数量計算書
- ・単価根拠資料(刊行物類写し、見積書、見積比較、代価表、市場単価調査)

#### v.その他

- ・申請手続き(建築確認申請、省エネ法の届出等)

  - ※建築確認申請については、原則、履行期間内での確認済証交付を要する。

  - ただし、履行期間内に確認済証交付が困難な場合は、履行期間内に所管行政庁への申請を完了し、申請が正式に受理されたことをもって当該手続きの完了とみなす。

  - なお、履行期間終了後に交付される建築確認済証については、工事契約締結までに受領し、受領後速やかに発注者に提出するものとし、審査に伴う補正等の協力義務は済証受領まで継続するものとする。これに要する費用は本委託料に含まれる。

- ・色彩計画書(内装、外装の色など)および透視図(パース)

  - ※景観条例の届出が必要な建築物の場合は、添付書類に準ずるものとする。

  - ※透視図(パース)は、基本、外観とし、必要に応じて内観を作成する物とする。

  - なお、カット数は5～6カット程度とし、協議の上、決定する。

- ・維持保全資料

- ・協議記録書

- ・その他必要なもの(工期の算定書、材料や工法の比較検討書など)

#### (4)管理技術者の資格要件

管理技術者は1級建築士とし、かつ設計図書の設計内容を的確に掌握するとともに、設計等についての高度な技術能力及び経験を有するものとする。

また、業務を遂行するにあたり、管理技術者以外の技術者(意匠、構造、電気、機械)について、適切な業務体制に努めること。

なお、管理技術者を除く技術者および協力事務所については、業務計画書に資格・実績等を明記の上、担当者に承認を得ること。

※詳細な条件については、「公募型プロポーザル実施要領」を確認のこと。

#### (5)関連する法令、条例等の遵守

受託者は、設計業務の実施にあたっては、都市計画法、建築基準法、消防法、福岡県条例、八女市条例等、大気汚染防止法、石綿障害予防規則、その他関係する法令及び条例等を遵守しなければならない。

特殊な工法、材料等の使用を提案する場合の各法令上の手続き等、その解決は受託者の責任において行う。

#### (6)適用基準等

受託者は、設計業務の実施にあたっては、指定された標準仕様書、並びに各種設計

基準及び日本建築学会規準に基づいて行う。

(7) 事前協議等

アスベスト含有建材の撤去が必要な際は、採用する施工方法について所轄行政機関（労働基準監督署、保健福祉環境事務所等）と十分な事前協議を行い、工事を行う際に問題が生じないように対応を行うものとする。

(8) 関係官公庁への手続き等

受託者は、設計業務の実施に当たっては、委託者が行う関係官公庁等への手続きに関して、委託者の代理者として一切の届出申請業務を行わなければならない。受託者が関係官公庁等から交渉を受けたときは、速やかにその内容を委託者側担当係員（以下「担当者」という）に報告し必要な協議を行うものとする。

(9) 打合せ議事録

業務の実施にあたって、原則として下記の時期及び必要に応じて教育委員会及び学校関係者、工事担当者と打合せを行う。なお、打合せ事項を議事録として書面（A4 版）にて提出する。

- ① 契約直後
- ② 現地調査後
- ③ 基本設計時
- ④ 建築・設備平面図、系統図、機器仕様書等の下図完了時
- ⑤ 積算着手前、積算完了時
- ⑥ 関係官公庁等との協議報告時
- ⑦ その他打合せを必要とするとき

(10) 現地調査・聞き取り調査

設計着手前には必ず現地調査を行うこと。また、基本設計時及び実施設計時には、必要に応じて、関係者へ内容を説明し、聞き取り調査を行うこと。

調査の結果、障害物、公害関係及び設備関連事項等について問題が生じる恐れがあると判断される場合は、担当者の指示を受けること。

なお、現地調査の結果、アスベスト分析調査が必要な場合は、直ちに担当者に報告すること。（サンプル採取および分析費用は委託者により別途負担する）

(11) 業務実績情報の登録の要否 要・不要

受注者は、公共建築設計情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する場合、登録に先立ち、登録内容について調査職員の承諾を受けること。

また、業務完了検査時には登録されることを証明する資料として、「業務カルテ仮登録(調査職員の押印済み)」を検査職員に提出し、確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行うこと。

#### (12) 別途業務等との調整

委託された業務に関連する別途業務がある場合には、担当者の指示に従って適切な調整を行い、設計内容に不備が生じないように努めること。

※関連業務:八女市立立花小学校プール解体工事実施設計業務委託

八女市立立花小学校敷地測量業務委託 等

特に概略施工工程表の作成については、工事時期について十分に協議すること。

#### (13) 給食関係者との協議

配置計画および厨房機器の選定にあたっては、学校側(栄養教諭、調理員等)及び発注者(給食運用担当課)と十分に協議を行うこと。

なお、協議においては、メーカーカタログを提示するだけでなく、機器の構造、材質、詳細寸法、操作性及びメンテナンススペース等が明確に判別できる詳細図(施工図レベルの図面)や材質サンプル(見本)を提示し、運用者の理解を得た上で設計を進めること。

## II. 業務内容

### (1) 工事共通仕様書

工事仕様書は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)(最新版)」を適用する。ただし、必要がある場合は補足説明書を作成することができる。

なお、改修工事の標準仕様書の場合、上記の標準仕様書を改修工事に読み替えるものとする。

### (2) 特記仕様書

様式については担当者と協議し作成する。

### (3) 材料・工法の指定

使用材料及び工法等については、原則として一般的に使用されるものとし、必要に応じて市場調査を行い、JIS、JAS 等規格のあるものは、これによるものとする。なお、環境に配慮し再生材等の使用や工法等の検討を行うこと。特許等のある工法、製品を使用

する場合は、同等な工法、製品等を調査し、担当者と協議し、承諾を得て設計図に明示しなければならない。

#### (4)実施設計図の作成

- (ア) 設計図は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事設計図書作成基準、建築設備工事設計図書作成基準及び同解説(最新版)」等に基づくほか、各種法規、条例等に準拠するものとする。
- (イ) 設計図は CAD 入力を原則とし、図面電子データ CD-ROM 及び出力原図を提出するものとする。
- (ウ) 図面電子データについては、JWW 形式を基本とする。それ以外の形式(DWG 形式等)については、JWW 形式に変換し提出すること。なお、他の形式から JWW 形式に変換した場合は、元データと比較し、文字や線種、縮尺等に誤りがないことを確認すること。

#### (5)内訳書

- (ア) 内訳書は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事積算基準」、「公共建築設備工事積算基準」、「公共建築改修工事の積算マニュアル」に基づき作成する。
- (イ) 内訳書の書式及び作成方法については事前に担当者と協議し決定する。
- (ウ) 積算にあたっては、誤記、脱落のないよう数量は正確に算出すること。
- (ア) 単価については、刊行物単価及びメーカー見積、積算基準による歩掛りによる単価とする。

なお、刊行物単価について、複数刊行物に同単価の掲載がある場合は、比較検討を行うこと。また、見積単価については、市場単価等を調査・確認・報告の上、適切な単価を採用すること。

#### (6)見積書

専門業者、メーカー等の見積書は、原則3社以上で見積比較表を作成すること。

3社以上の見積徴収できない特殊な材料については、事前に採用について担当者と十分協議を行うこと。

#### (7)維持保全計画書の作成

維持保全計画書の作成にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」に基づき、建築物等が適正に使用及び保全されるように、施設等を使用する際の基本的な使用方法や注意点など必要な内容を含んだ計画書を作成こと。

## (8)地質調査

### 1. ボーリング

ボーリング方法 :ロータリー式ノンコアボーリング

掘削孔の埋め戻し:現位置土による埋戻し

掘削位置 :協議により決定する

掘削深さ、孔径、形状および参考地盤構成は下表による

ボーリング 位置記号	掘削深さ (m)	孔径の形状 ・寸法(mm)	参考地盤構成(m)		
			粘 土	レ キ	玉石・岩石
No. 1	12	66	1.0	3.0	8.0
No. 2			1.0	3.0	8.0
No. 3			1.0	3.0	8.0
No. 4			1.0	3.0	8.0
No. 5			1.0	3.0	8.0

土質凡例 粘土:シルト/粘土、レキ:レキ混じり土砂、玉石:玉石混じり土砂  
掘削順序 打合せにて決定する

### 2. サウンディング

試験種別:標準貫入試験(JIS-A-1219)

試験を行う掘削位置及び深さはボーリングに同じ

測定間隔:1.0m 間隔

### 3. サンプリングおよび土質試験

乱れた試料採取 標準貫入試験による試料

土の粒度試験(フルイ) 10ヶ所

試験位置 協議により決定する

液状化の検討(FL 値及び PL 値に基づく方法)

設計用水平加速度(150, 200, 350cm/s<sup>2</sup>) 協議により決定する

### 4. 報告書 その他

ボーリング柱状図および土質試験結果報告書、土質標本

なお、報告書は2部、電子データ(CD-R)とする。

## Ⅲ. 成果品

(1)本設計業務に伴う成果品は、別紙提出図書一覧を基本に担当者との協議による。

(2)成果品には、特定の製品名、製造所名またはこれらが推定されるような記載をしては

ならない。ただし、これにより難しい場合は、あらかじめ担当者と協議し承諾を得なければならぬ。

(3) 受託者は仕様書に規定がある場合または担当者が指示し、これに同意した場合は、履行期間途中においても、成果品の部分引渡しを行わなければならない。

(4) 下記に示す資料等の提出期限は次の通りとする。記載のないものについては調査職員の指示による。

①基本設計図、現地調査報告書 令和 年 月 旬頃(実施設計前)

②実施設計図(事前審査用) 令和 年 月 旬頃(積算着手前)

③見積業者一覧(事前審査用) 令和 年 月 旬頃(見積依頼時)

④内訳書、数量算出書(事前審査用) 令和 年 月 旬頃(単価入力時)

⑤概略施工工程表 令和8年10月上旬頃

※関連工事の工事時期を考慮の上、工事時期を踏まえて作成のこと。

※改修工事時期については、学校側の引越し期間を考慮すること。

※令和11年4月開校を目標設定の上、引越などの開校準備期間を踏まえて、工期末日を設定すること。

⑥概算工事費(予算協議用) 令和8年10月上旬頃

⑦監理業務費の参考見積(予算協議用) 令和8年10月上旬頃

⑧積算用実施図面、積算資料一式 令和 年 月 旬頃

(積算単価に用いる刊行物や見積等は、提出日に近いものを用いること)

⑨中間成果品(R8年度分) 令和9年3月20日まで

⑩工事費(予算協議用) 令和9年3月下旬頃

⑪概算工事費(屋内運動場) 令和 年 月 旬頃

⑫設計業務費の参考見積(屋内運動場) 令和 年 月 旬頃

#### IV. その他留意事項

(1) 業務について疑問が生じた場合は、担当者と協議をおこない、業務の円滑な進捗を期さなければならない。

(2) 受託者は、本業務で知り得た事項並びに関連資料を、当該業務に関わる者以外に漏らしてはならない。

(3) 委託業務完了後、不明箇所等が生じた場合は、必要に応じて補足説明等の措置をとること。担当者が求めた場合には、説明資料提出などの措置をとること。

(4) 成果品納品時と工事発注時において採用単価の大きな変動が生じた場合は、工事発注時に再度採用単価の確認修正を実施すること。

## V. 指定基準

本業務を実施するにあたり、指定する仕様書及び基準等は下記に掲げる資料とする。  
なお、「HP」と記載があるものは国土交通省等のホームページにおいて、その一部を参照できる。

### 共 通

- ☑建築物等の利用に関する説明書作成の手引 (最新版) HP
- ☑建築工事における建設副産物管理マニュアル・同解説 (最新版) HP
- ☑公共建築工事積算基準 (最新版) HP
- ☑公共建築工事共通費積算基準 (最新版) HP
- ☑公共建築工事標準単価積算基準 (最新版) HP
- ☑公共建築工事積算基準等資料 (最新版) HP
- ☑公共建築改修工事の積算マニュアル
- ☑建築物解体工事共通仕様書 (最新版) HP

### 建 築

- ☑建築工事設計図書作成基準 (最新版) HP
- ☑建築工事設計図書作成基準の資料 (最新版) HP
- ☑敷地調査共通仕様書 (最新版) HP
- ☑公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (最新版) HP
- ☑公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (最新版) HP
- ☑公共建築木造工事標準仕様書(建築工事編) (最新版) HP
- ☑建築設計基準、建築構造基準 (最新版) HP
- ☑建築設計基準の資料 (最新版) HP
- ☑建築構造基準の資料 (最新版) HP
- ☑建築工事標準詳細図 (最新版) HP
- ☑構内舗装・排水設計基準 (最新版) HP
- ☑構内舗装・排水設計基準の資料 (最新版) HP
- ☑擁壁設計標準図 (最新版) HP

### 設 備

- ☑建築設備計画基準、建築設備設計基準 (最新版) HP
- ☑建築設備工事設計図書作成基準 (最新版) HP
- ☑公共建築工事標準仕様書(電気設備工事・機械設備工事)(最新版) HP
- ☑公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) (最新版) HP
- ☑公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) (最新版) HP
- ☑公共建築設備工事標準図(電気設備工事・機械設備工事)(最新版) HP

- ☑雨水利用・排水再利用設備計画基準 (最新版) HP
  - ☑建築設備耐震設計・施工指針
  - ☑建築設備設計計算書作成の手引き
  - ☑空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン
- 積算
- ☑公共建築数量積算基準 (最新版) HP
  - ☑公共建築設備数量積算基準 (最新版) HP
  - ☑公共建築工事内訳書標準書式 (最新版) HP
  - ☑公共建築工事見積標準書式 (最新版) HP

## VI. 参考資料

本業務を実施するにあたり、文部科学省監修の以下に掲げる資料を参考するものとする。なお、「HP」と記載があるものは文部科学省等のホームページにおいて、その一部を参照できる。

### 厚生労働省

- ☑石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル (最新版) HP

### 国土交通省

- ☑建築物石綿含有建材調査マニュアル (最新版) HP
- ☑石綿含有建材データベース (最新版) HP

### 文部科学省

- ☑学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック (最新版) HP
- ☑学校施設の非構造部材の耐震対策事例集 (最新版) HP
- ☑学校施設の長寿命化改修の手引き (最新版) HP

## VII. 貸出資料

本業務を実施するにあたり、現況の校舍建設時の資料を貸し出すものとする。なお、その他に貸出しを希望する資料がある場合は、担当者と協議を行うこと。

(※光友小学校は、立花小学校の旧名)

- ・本仕様書の平面図 CADデータ
- ・八女市立花校区小中学校整備計画基本計画
- ・光友小学校新築工事 A1製本
- ・光友小学校体育館新築工事 A1製本
- ・光友小学校給食室改修工事 A1製本
- ・光友小学合併処理浄化槽設置工事 A1製本
- ・H21年 光友小学校大規模改修工事 A3製本
- ・H18年 光友小学校耐震診断報告書 A3綴り
- ・H25年 八女市立小中学校普通教室空調設置工事 A1製本 CAD図一部あり
- ・R2年 八女市立小学校特別教室空調設置工事 A1製本 CAD図あり

## Ⅷ. 支払いについて

1. 本業務は、令和8年度から令和9年度にわたる債務負担行為に基づく継続事業であり、八女市業務委託契約約款(以下「約款」という。)第38条の規定に基づき、業務の完了に先立って引渡しを受けるべき「指定部分」を次のとおり定める。

(1)令和8年度指定部分:

基本設計業務の全額、地質調査業務の全額、および実施設計業務の100分の30に相当する部分

※実施設計業務の中間成果物については、着手後速やかに協議を行い、図面・計算書等の範囲を別途指示するものとする。

(2)令和9年度残余部分:

実施設計業務の100分の70に相当する部分(本業務の全完了)

2. 令和8年度の指定部分に係る業務の履行期限は、令和9年3月20日迄とする。

3. 受託者は、令和8年度の指定部分に係る業務を完了したときは、約款第32条の規定に基づき、速やかに委託者へ通知し、当該年度末(3月31日)までに検査を受けなければならない。

4. 令和8年度における部分引渡しに係る業務委託料の支払額は、指定部分に相応する額(基本設計、地質調査、および実施設計の100分の30の合算額)とする。ただし、各年度の支払額は契約書に記載の支払限度額を超えないものとする。

5. 令和9年度における最終の支払額は、業務委託料の総額から、既済部分として支払われた額を控除した額とする。

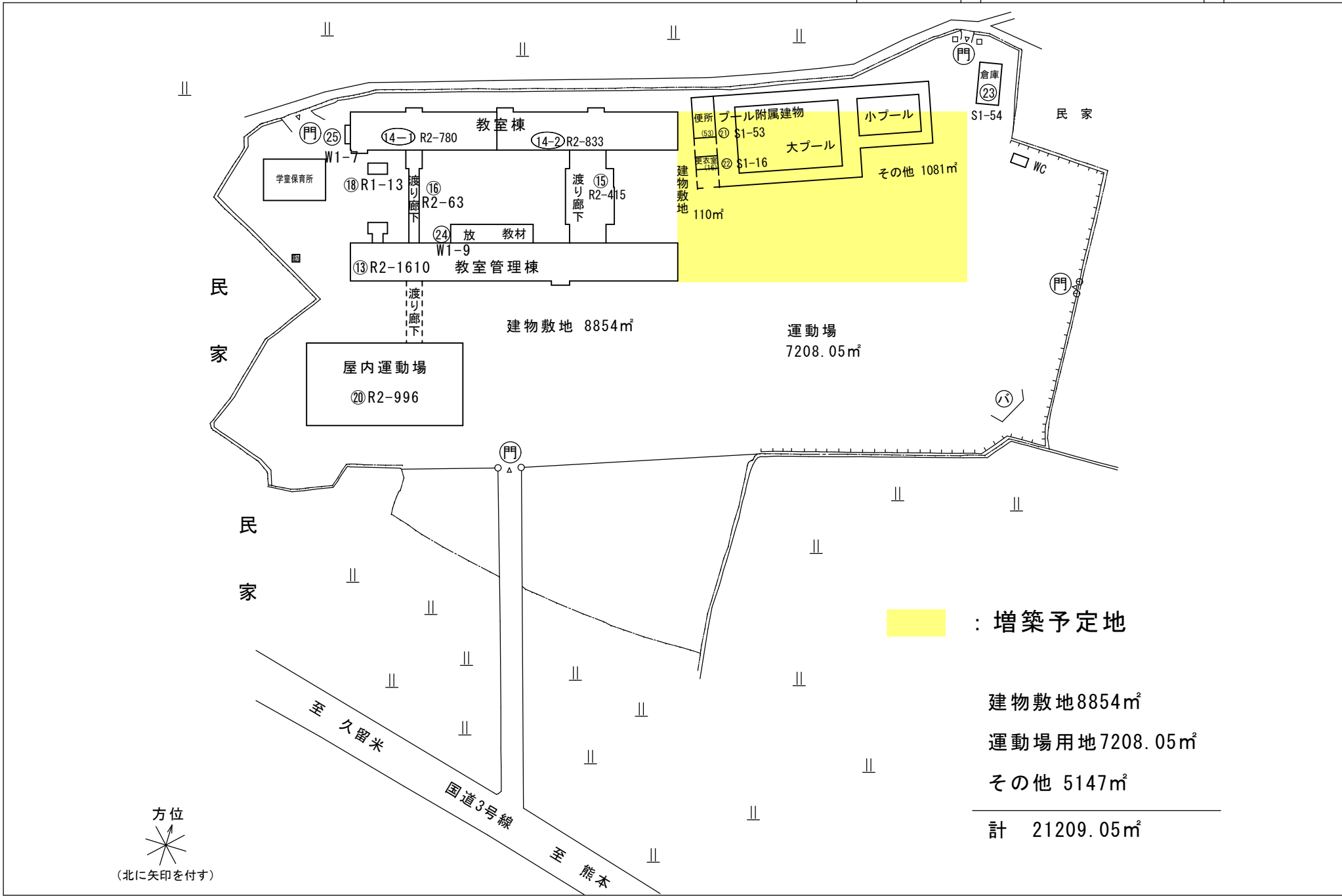
6. 受託者は、約款第35条第1項の規定に基づき前払金の支払を請求しようとするときは、各年度の支払限度額を、約款第35条第1項に規定する業務委託料とみなして請求するものとする。なお、受託者が請求できる前払金の額は、各年度の支払限度額の10分の3以内とする。

提出図書	サイズ	部数	提出形式	摘要
重要事項証明 ※契約前	A4	2部		建築士法第24条の7による
着手届・業務工程表 ※契約後7日以内	A4	1部		経歴書、資格証、担当者雇用確認書類を含む
委託者に交付する書類 ※契約後7日以内	A4	1部		建築士法第24条の8による
業務計画書	A4	1部	ファイル(A4)	意匠・構造・電気・機械の業務担当者や協力事務所の資格や実績。資格証の写し添付
現地調査報告書	A4	1部	ファイル(A4)	Word、Excel形式 電子データ(CD-ROM)共
聞き取り調査報告書	A4	1部	ファイル(A4)	Word、Excel形式 電子データ(CD-ROM)共
設計図原図	A1	1部		JWW及びPDF形式 ※電子データ(CD-ROM)共
設計図	A1	3部	図面ケース	工事契約用、公開用
設計図(縮小版)	A3	2部	ファイル(A4)	表紙、背表紙文字入れ(片袖折り)
設計図製本(A3縮小版)		3部	製本	表紙文字入れ(二つ折り)
構造計算書	A4	1部	ファイル(A4)	表紙、背表紙文字入れ
内訳明細書(各工事別)	A4	2部	ファイル(A4)	Excel形式 電子データ(CD-ROM)共 項目毎に価格根拠・根拠番号(見積比較表参照番号・積算数量算出書参照番号)等を表示
代価表(各工事別)	A4	1部	ファイル(A4)	Excel形式 電子データ(CD-ROM)共 項目毎に価格根拠・根拠番号(公共建築工事設計基準の参照頁等)等を表示
見積比較表(各工事別)	A4	1部	ファイル(A4)	Excel形式 電子データ(CD-ROM)共 3社以上比較し、項目毎に根拠番号(見積書参照番号等)を表示
刊行物単価比較表(各工事別)	A4	1部	ファイル(A4)	Excel形式 電子データ(CD-ROM)共 ※複数の刊行物があるため、単価を確認すること。
単価根拠資料(各工事別)	A4	1部	ファイル(A4)	刊行物類写し、見積書、 <b>見積依頼書</b> 等 分界紙、付箋、一覧表等でわかりやすく表示する。 見積有効期限等詳細は担当者の指示による。
採用単価説明書(各工事別)	A4	1部	ファイル(A4)	・ <b>見積単価の掛け率のための市場価格調査</b> ・見積書3社未満である理由説明書 ・刊行物単価でなく、見積単価を採用した理由説明書 等
積算数量算出書(各工事別)	A4	1部	ファイル(A4)	Excel形式 電子データ(CD-ROM)共 項目毎に積算数量算出図面参照番号等を表示
概略施工工程表	A4	1部	ファイル(A4)	Excel形式 電子データ(CD-ROM)共
維持保全計画書	A4	1部	ファイル(A4)	Word、Excel形式 電子データ(CD-ROM)共
打合せ議事録	A4	1部	ファイル(A4)	Word、Excel形式 電子データ(CD-ROM)共
各関連法令に伴う申請届け出関係図書	A4	3部	ファイル(A4)	正1、副1、控1
埋蔵文化財の有無の確認資料	A4	1部		掘削がある場合(埋蔵文化財包蔵地の内外関係なし)
埋蔵文化財発掘の届出 ※工事60日前まで	A4	2部		届出が必要な場合(正・副)
改修割合算定表・根拠計算表 ※補助事業の場合	A4	1部	ファイル(A4)	Word、Excel形式 電子データ(CD-ROM)共
使用材料及び工法の検討書	A4	1部	ファイル(A4)	Word、Excel形式 電子データ(CD-ROM)共
仮設計画及び工区計画案等	A4	1部	ファイル(A4)	居ながら工事の場合、JWW及びPDF形式
完了届	A4	1部		
その他	A4	1部	ファイル(A4)	Word、Excel形式 電子データ(CD-ROM)共

※図面電子データについては、JWW形式を基本とする。それ以外の形式(DWG形式等)は、変換ソフト等を使用しJWW形式に直すこと。  
 尚、他の形式からJWW形式に変換した場合は、元データと比較し文字や線種、縮尺等に誤りがないことを確認した後に提出すること。  
 ※図面の元データがJWW形式の場合は、環境設定ファイル(緑色・線幅の設定等)を電子データで提出のこと。  
 ※電子データ(CD-ROM)は2部提出の上、その内1部はファイル(A4)に綴じること。  
 ※工事発注に際しては電子データで図面及び金額抜き内訳書を配布するため、PDF形式にて上記提出図書とは別に提出を求める。  
 その際の、PDF形式のセキュリティ設定及び部数等については担当者と打合せにより決定する。

※ ファイルとは背巾伸縮ファイルにて整理し提出することを示す。

令和8年度 現況配置図



■ : 増築予定地

建物敷地	8854㎡
運動場用地	7208.05㎡
その他	5147㎡
<b>計</b>	<b>21209.05㎡</b>

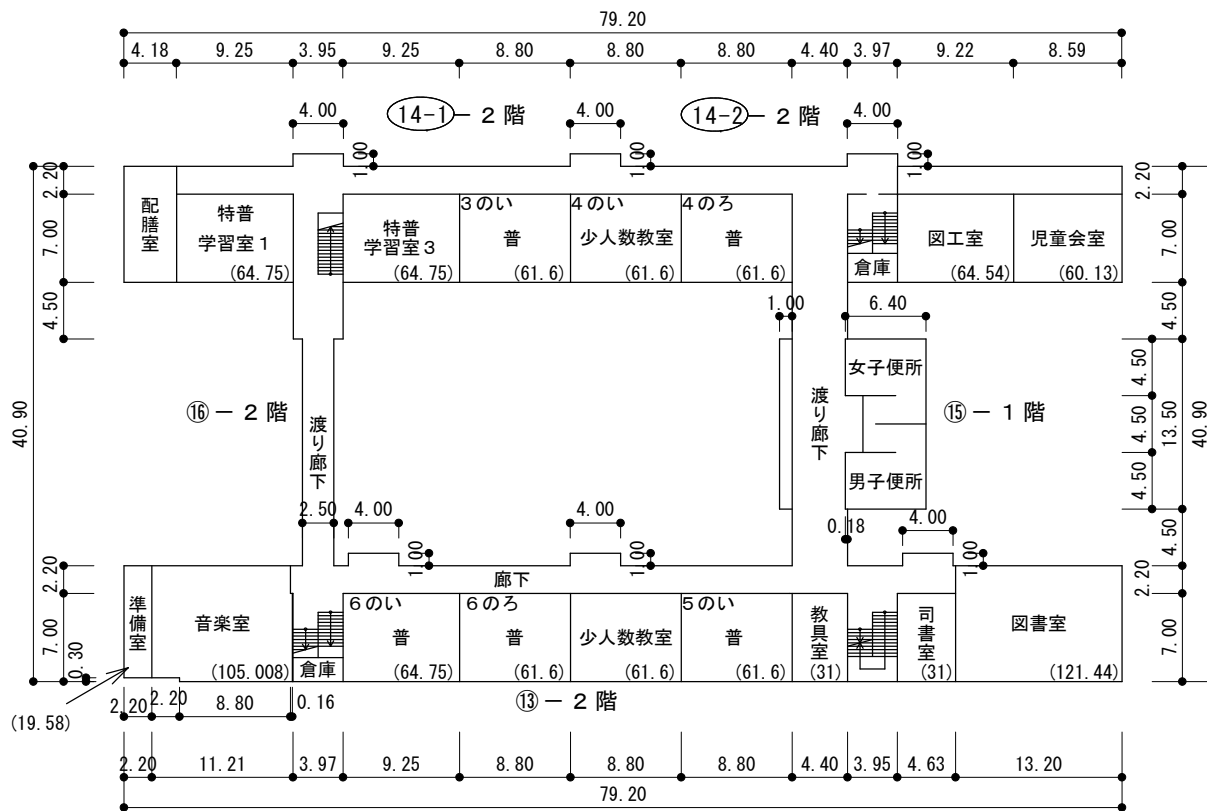




2F 普441、特494

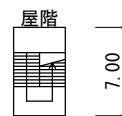
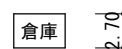
⑭ 普252.7、特186.27

⑬ 普187.95、特307.62



中 3 階

中 3 階



2 階平面図